

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

目次

○福島県監査委員  
監査公表一件

## 福島県監査委員

### 監査公表第16号

平成29年3月28日監査公表第12号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成29年8月15日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
福島県監査委員 宮 下 雅 志  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎  
29財第569号  
平成29年5月31日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
福島県監査委員 宮 下 雅 志  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎  
様

福島県知事 内 堀 雅 雄 閣

平成28年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成29年3月15日付け28福監第296号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象  
防災体制の整備状況について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
第4 監査委員意見	

## 1 県の応急活動体制について

(1) 初動対応における職員の動員について、県防災計画、業務継続計画及び職員行動マニュアル等により、勤務時間外に大規模災害が発生した場合等の、伝達ルート、登庁場所、登庁時の交通手段及び教育・訓練等について定め、その実施体制がおおむね整備されているが、所属としての把握等の対応が十分でない機関が見受けられた。

当該機関においては、連絡網の整備、登庁場所及び交通手段の把握等、伝達・参集体制の整備に努められた。 (財務総室、県中地方振興局、会津地方振興局、相双地方振興局、地域づくり総室、生活環境総室、観光交流局、森林林業総室)

(2) 災害現場で活動する警察、消防、自衛隊等の合同調整所の設置については、警察本部として合同調整所へ

(財務総室)

地域防災計画及び業務継続計画に基づき、所属に登庁できない場合の参集場所、登庁時交通手段を含めた連絡網を整備するとともに、職員の配備状況や安否確認に関する総室内各課からの報告及び災害対策本部への報告体制を整備した。

(県中地方振興局)

災害対策県中地方本部組織編成規程を改正し、自所属に参集できない場合の非常参集場所を所属長に事前に報告する旨の規定を設けた。

また、事務局職員等名簿作成のための各所属に対する依頼文の中でも、各所属において非常参集場所とその際の交通手段を把握するように記載することとした。

(会津地方振興局)

防災担当者から関係所属の防災連絡員への連絡網を整備し、関係所属においても防災連絡員からの連絡網の整備がなされた。

登庁場所及び交通手段についても、平成29年度から整備を行った。

(相双地方振興局)

平成29年4月1日現在において、所属に登庁できない場合の参集場所及び登庁時交通手段を局内職員に照会し、一覧表を整備した。

(地域づくり総室)

連絡網の整備に加え、職員ごとの最寄りの県機関名及び登庁時の交通手段を把握し、伝達・参集体制の整備を図った。

(生活環境総室)

地域防災計画に基づく職員の参集体制を定めた。

(観光交流局)

職員における連絡網は、整備を完了した。

職員の登庁場所、交通手段の把握等、伝達・参集体制については、速やかに作成する。

(森林林業総室)

職員の登庁場所や交通手段について、整備が不十分であったため緊急時参集場所一覧表を作成し、職員に配布した。

(危機管理総室)

合同調整所の設置主体については、国の計画においても明記されていないが、

の要員派遣に係る規定を整備し、必要な訓練も実施しており、合同調整所の体制が整備されているが、設置に係る連絡調整について明示されておらず、訓練時はその主催者が調整し実施している。

災害現場における部隊間の情報共有、活動調整及び相互協力の円滑化を図るため、合同調整所の設置主体に関する定めについて、県本部及び関係機関で協議して決定することが望まれる。(危機管理総室)

## 2 災害情報の収集・伝達体制について

- (1) 県リエゾンの派遣については、指定職員、派遣基準及び活動内容等を定め、指定した職員の教育・訓練も実施している。このうち、県本部から派遣する県リエゾンについては、地方本部からの派遣が困難という極めて例外的な状況での派遣を想定し、状況に応じてその都度選定することとしている。

県本部からのリエゾンの派遣については、緊急時に備え、職員の選定方針等を予め定めておくことが望まれる。(危機管理総室)

- (2) 災害発生直後に、市町村長と直接連絡を行うホットライン方式の情報収集について、担当する県所属と各市町村の担当職・電話番号を記載した連絡先一覧を作成し、情報収集体制が整備されているが、平成26年1月以降更新していないため、連絡先一覧の県組織名が現時点と一致しないなどの細かい不備が見受けられ、また、当該方式を良く理解していない市等があった。

ホットライン方式の情報収集について、県の担当部局、地方本部(地方振興局)及び市町村において、連絡先の定期的な更新を行い、関係機関による当該体制の共有に努められたい。(危機管理総室、県中地方振興局、会津地方振興局、相双地方振興局)

## 3 避難体制について

市町村が行う避難勧告等の判断につ

それは、指揮命令系統の異なる警察、消防、自衛隊の各部隊が自主的に設置することが望ましいとの判断からである。

実際の現場では、県又は被災地自治体等が場所の提供をし、合同調整所の設置を促す。

(危機管理総室)

県本部からのリエゾン派遣については、定例的な選定方針等にとらわれず、災害の態様・状況に応じた適任者を派遣するため、各部と連携して人選する旨をマニュアルに記載する。

(危機管理総室)

ホットライン方式の情報収集体制については平成29年1月13日現在での見直しを実施し、各市町村に対して同年3月8日付けで通知して情報共有した。

なお、地域防災計画(一般災害対策編)第3章第3節第2の3(1)において、県(災害対策本部総括班)は、地方振興局が被災し、市町村からの被害情報を地方振興局から収集困難となった場合の情報連絡手段として「ホットライン」を整備することとしていることから、各地方振興局についてはホットライン方式を主体的に整備する必要はなく、危機管理総室から情報共有をすることとする。

(県中地方振興局、相双地方振興局)

危機管理総室が収集する連絡先を共有し、災害情報の収集・伝達に努めることとする。

(会津地方振興局)

平成29年1月13日に危機管理総室(災害対策課)でホットライン方式による連絡先の更新を行い、連絡先の提供がされた。

(危機管理総室)

いて、危機管理総室が把握する各市町村の判断基準策定の進捗状況等の情報が、市町村への助言機関に指定されている河川港湾総室や建設事務所と十分に共有されていない。

市町村が策定したマニュアルやその進捗状況等を危機管理総室と河川港湾総室・建設事務所で共有し、避難勧告等の判断における市町村の分析力の向上に資するための情報提供や研修の実施を検討するなど、技術的な助言の充実が望まれる。（危機管理総室、河川港湾総室、県北建設事務所、県南建設事務所、いわき建設事務所）

#### 4 応急物資の調達・供給体制について

支援物資の在庫管理及び輸送について、県トラック協会と「災害時等における緊急物資の受入れ、管理・保管及び配送を行う施設の運営等に関する協定書（平成20年3月）」を締結し、県・市町村物流施設の開設・運営や物流専門家の派遣等について定めているが、県トラック協会から、県・市町村物流施設の開設・運営に係る業務の実施が困難なため、当該協定の見直しが必要とされている。

県倉庫協会及び県トラック協会との協定における業務の範囲、特に、物資の受入れ、仕分け、保管・管理及び出庫業務における各団体と県の業務分担を再確認し、必要に応じた協定の見直しを考慮する必要がある。（危機管理総室）

#### 5 医療救護体制について

災害派遣精神医療チーム（DPAAT）

平成28年12月22日に土木部に避難勧告等の判断基準の策定状況を提供した。

市町村に対する技術的な支援は土木部が実施するものであり、危機管理総室は土木部が技術的な助言を行うことを周知する。

（河川港湾総室）

各市町村の避難判断基準策定状況等については、行政監査後、危機管理総室（土木企画課（防災担当）経由）から情報提供されている。

今後も危機管理総室と連携するとともに、出先機関と情報共有を図りながら、市町村の求めに応じ技術的助言に努める。

また、市町村に対する避難判断に係る情報提供や研修の実施については、危機管理総室（災害対策課）主催による「市町村防災・福祉担当課長会議」にて、避難判断の基となる河川水位情報や土砂災害警戒情報等、防災情報の入手方法について説明を行っているところであり、今後も危機管理総室（災害対策課）と調整・連携を図る。

（県北建設事務所、県南建設事務所、いわき建設事務所）

各市町村の避難判断基準策定状況等については、行政監査後、危機管理総室（土木企画課（防災担当）経由）から情報提供されている。

今後も、本庁関係総室と連携を図りながら、情報共有するとともに、市町村の求めに応じ技術的助言に努める。

（危機管理総室）

県・市町村物流施設の開設・運営に係る関係協定については、県トラック協会と協議の上、県倉庫協会加盟の倉庫がない地域においても物資の保管が可能となるよう、業務分担を再確認の上、今後見直しを検討する。

（生活福祉総室）

の派遣等について、国（厚生労働省）策定の「D P A T活動マニュアル（平成27年1月）」等により、全国の枠組みでの活動体制がおおむね整備され、派遣実績もあるが、福島県独自の活動マニュアルについては、災害派遣医療チーム（D M A T）や自衛隊との連携、災害対策本部救援班との関係等についての検討後に整備する予定になっている。

D P A Tの派遣実績等を踏まえながら、D M A Tや自衛隊との連携等について検討を進め、福島県における活動マニュアルの作成が望まれる。（生活福祉総室）

#### 6 緊急輸送体制について

道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から行う指示について、具体的な想定が関係機関で共有されていない状況にある。

当該業務について、具体的な想定や業務の流れを県本部の関係マニュアルに記載し、県本部と関係機関による共有に努められたい。（危機管理総室、道路総室、県北建設事務所、県南建設事務所、いわき建設事務所）

#### 7 雪害・火山災害防災体制について

(1) 豪雪による立ち往生車両が発生した場合は、冬期交通確保の連絡体制等により情報を収集し、道路管理者から要請があれば、県本部が市町村及び協定締結先等と連携して、ドライバー向けの避難所設置や食料の提供について、全県的に対応することとしている。

この対応の仕組みについて、会津地方の関係機関と情報共有しているが、豪雪地域以外の地域においても立ち往生車両が発生するおそれがあることから、県内各地域において市町村等の関係機関と情報共有することが望まれる。（危機管理総室、道路総室、県北建設事務所、県南建設

平成29年度当初予算において、福島県側のD P A T活動マニュアルの内容等を検討する福島県災害派遣精神医療チーム運営協議会ワーキンググループ開催のための予算を確保していることから、速やかにワーキンググループを開催し、マニュアルの策定に努めていく。

（危機管理総室）

通行ルートを確認するための広域的な見地から行う指示については、災害の態様によって様々であるため、基本的な事項について、広域応援・避難班マニュアルにより関係機関と共有を図る。

（道路総室）

道路管理者（出先機関）が行う各緊急輸送路の確保状況等については、速やかに情報収集するなど、県本部や関係機関と情報共有を図りながら迅速な対応を図る。

（県北建設事務所、県南建設事務所、いわき建設事務所）

管内における緊急輸送路の確保については、対象路線の状況把握を速やかに行い、本庁所管課（道路総室道路管理課）や管内市町村をはじめとする関係機関と連携し、情報共有を図りながら迅速な対応を図る。

（危機管理総室）

対応の仕組みに関する会津地方以外の市町村等関係機関との共有については、土木部と連携の上、冬期道路交通円滑化連絡協議会で情報共有する。

（道路総室）

冬期交通確保については、県内8方部に「冬期道路交通円滑化連絡協議会（※）」を設置し、除雪体制等の強化を図っているところである。

また、既に豪雪による立ち往生車両が発生した場合については、方部を問わず、道路総室（道路管理課）から危機管理総室（災害対策課）へ情報提供を行う体制を構築している。

事務所、いわき建設事務所)

※「冬期道路交通円滑化連絡協議会」の構成員は以下のとおり  
国、県、市町村、NEXCO東日本、警察、消防、インフラ関係団体、公共交通機関

(県北建設事務所、県南建設事務所、いわき建設事務所)

冬期交通確保については、当管内に「冬期道路交通円滑化連絡協議会(※)」を設置し、除雪体制等の強化を図っているところである。

豪雪に伴う車両立ち往生が発生した場合の対応(避難所開設や食料の提供等)については、迅速な道路状況の把握に努めるとともに、本庁所管課(道路総室道路管理課)及び連絡協議会構成員と連携し情報共有を図る。

※「冬期道路交通円滑化連絡協議会」の構成員は以下のとおり

国、県、市町村、NEXCO東日本、警察、消防、インフラ関係団体、公共交通機関

- (2) 吾妻山、安達太良山、磐梯山について、各火山防災協議会を設置し、下部組織にコアグループ会議も設置して機動的に運営する体制が整備されているが、関係市町村による避難計画の策定については、これからの段階にある。

活火山は急激な活動変化の可能性もあることから、関係市町村による避難計画の策定ができるだけ早く進捗するよう、吾妻山・安達太良山・磐梯山火山防災協議会の積極的な運営が望まれる。(危機管理総室)

(危機管理総室)

各火山の避難計画の策定に向け、火山防災協議会の構成員である火山専門家の助言を得つつ進めており、関係市町村の進捗状況を踏まえ、避難計画策定を支援していく。

## 8 防災訓練体制について

- (1) 吾妻山、安達太良山及び磐梯山の火山防災訓練について、福島市により避難計画が策定されている吾妻山で実施しているが、他の火山については、関係市町村の避難計画の策定後に実施することとしている。

安達太良山及び磐梯山の火山防災訓練について、関係市町村による避難計画策定の進捗状況を踏まえながら、早期に実施することが望まれる。

(危機管理総室)

(危機管理総室)

避難計画は、市町村が中心となって火山ハザードマップを基に策定するものであり、早期の防災訓練実施に向け、市町村を支援する。

- (2) 津波防災訓練については、平成27年度の福島県総合防災訓練及び福島県相双地方(広野地区)総合防災訓練において、地元市町、防災関係機関及び地区住民等の参加を得て、避難を中心とした実働型の訓練を実施

(危機管理総室)

今後も引き続き、訓練実施市町村の状況を考慮しつつ、実践的な訓練の実施に努める。

し、東日本大震災で津波が越えることはなかった国道6号を横断する避難や、車道上の放置車両の撤去を想定した訓練を実施している。

県防災計画に「冬期等避難行動に支障をきたす場合を想定した訓練」とあることを踏まえ、昼間時の訓練において冬期・夜間の想定を行うなどの工夫を加え、より実践的な訓練の実施が望まれる。（危機管理総室）

( 監 査 総 務 課 )

**監 査 公 表 第 1 7 号**

平成29年3月28日監査公表第12号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成29年8月15日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎  
 福公安(会)第1号  
 平成29年5月22日

福島県監査委員 柳 沼 純 子  
 福島県監査委員 宮 下 雅 志  
 福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
 福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

様

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之 郎

平成28年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

平成29年3月15日付け28福監第296号で報告がありました平成28年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

( 別 紙 )

行政監査の結果に係る措置状況について

- 1 監査対象  
 防災体制の整備状況について
- 2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第4 監査委員意見</p> <p>1 県の応急活動体制について</p> <p>(2) 災害現場で活動する警察、消防、自衛隊等の合同調整所の設置については、警察本部として合同調整所への要員派遣に係る規定を整備し、必要な訓練も実施しており、合同調整所の体制が整備されているが、設置に係る連絡調整について明示されておらず、訓練時はその主催者が調整し実施している。</p> <p>災害現場における部隊間の情報共有、活動調整及び相互協力の円滑化を図るため、合同調整所の設置主体に関する定めについて、県本部及び関係機関で協議して決定することが</p>	<p>(災害対策課)</p> <p>合同調整所については、警察、消防又は自衛隊のいずれかがその設置主体となるか、国の計画においても明記されていない。</p> <p>警察、消防、自衛隊ではそれぞれの指揮命令系統で活動するため、実際の現場では、県又は被災地自治体等から場所の提供を受けて合同調整所を設置することが望ましいと思われるが、今後も関係機関と協議していく。</p>

望まれる。(警察本部)

6 緊急輸送体制について

道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から行う指示について、具体的な想定が関係機関で共有されていない状況にある。

当該業務について、具体的な想定や業務の流れを県本部の関係マニュアルに記載し、県本部と関係機関による共有に努められたい。(警察本部)

(交通規制課)

県警で定める大規模災害発生時の緊急対応要領(緊急交通路及び迂回路の確保について記載)を道路計画課等関係機関へ情報提供し、具体的な対応要領について共有を図ることとした。

7 雪害・火山災害防災体制について

(1) 豪雪による立ち往生車両が発生した場合は、冬期交通確保の連絡体制等により情報を収集し、道路管理者から要請があれば、県本部が市町村及び協定締結先等と連携して、ドライバー向けの避難所設置や食料の提供について、全県的に対応することとしている。

この対応の仕組みについて、会津地方の関係機関と情報共有しているが、豪雪地域以外の地域においても立ち往生車両が発生するおそれがあることから、県内各地域において市町村等の関係機関と情報共有することが望まれる。(警察本部)

(総合運用指令課)

県内において雪害の対応が必要となった場合には、態様、規模及び被害状況に応じて警察本部及び警察署で必要な体制の下、県及び自治体等関係機関と連携を図り、適切な対応を行うこととしている。

(監査総務課)